					正する省令（令和３年総務省令第76号）による改正前の普通交付税に関する省令（以下「令和３年改正前の省令」という。）第16条第１項の規定に基づく人口急減補正算式Ⅱを用いる市町村においては、当該人口急減補正係数 ［略］ β　当該市町村の平成27年人口に別表第１(2)に定める数値急減補正の人口段階による補正率Ａに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める率とを合算した率を平成27年人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）						改正する省令（平成28年総務省令第74号）による改正前の普通交付税に関する省令第16条第１項の規定に基づく人口急減補正算式Ⅱを用いる市町村においては、当該人口急減補正係数 ［同左］ β　当該市町村の平成22年人口に別表第１(2)に定める数値急減補正の人口段階による補正率Ａに定める率を乗じて得た率（整数未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）と同表のＢに定める率とを合算した率を平成22年人口で除して得た率（小数点以下３位未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）
		11　学級数急減補正	小学校費 中学校費	学級数	算式 ｛（Ｂ－Ａ）×0.9＋（Ｃ－Ｂ）×0.6＋（Ｄ－Ｃ）×0.3｝／Ａ （Ｂ－Ａ）、（Ｃ－Ｂ）又は（Ｄ－Ｃ）が負数となるときは、それぞれ０とし、ＡがＢ、Ｃ又はＤのいずれよりも小さくない場合にあつては、（Ｂ－Ａ）、（Ｃ－Ｂ）及び（Ｄ－Ｃ）は０とする。 算式の符号 Ａ　当該市町村のその年の５月１日現在における小学校若しくは義務教育学校の前期課程		11　学級数急減補正	小学校費 中学校費	学級数	算式 ｛（Ｂ－Ａ）×0.9＋（Ｃ－Ｂ）×0.6＋（Ｄ－Ｃ）×0.3｝／Ａ （Ｂ－Ａ）、（Ｃ－Ｂ）又は（Ｄ－Ｃ）が負数となるときは、それぞれ０とし、ＡがＢ、Ｃ又はＤのいずれよりも小さくない場合にあつては、（Ｂ－Ａ）、（Ｃ－Ｂ）及び（Ｄ－Ｃ）は０とする。 算式の符号 Ａ　当該市町村のその年の５月１日現在における小学校若しくは義務教育学校の前期課程